

補助事業制度について (就労支援機器の整備)

法人の所有する障がい者向け就労支援施設において障がいのある人が就労する際に必要な機器の整備を支援します。

対象機器

対象機器 (例)

- ・ 業務用洗濯機
- ・ 印刷機
- ・ 調理機器
- ・ 製粉機

など

対象となる経費

機器及び建屋内設置場所までの搬送・据付、現地試運転調整等に係わる費用

補助金上限額及び事業費総額

- ・ 補助金上限額 **1,125万円**
- ・ 事業費総額 **100万円以上**であること

補助事例



▲業務用洗濯機

例) 事業費総額が1,500万円の場合
 $1,500万円 \times 3/4 = 1,125万円$

JKA補助金 1,125万円	自己負担金 375万円
-------------------	----------------

例) 事業費総額が2,000万円の場合
 $2,000万円 \times 3/4 = 1,500万円$ だが、上限額は1,125万円

JKA補助金 1,125万円	自己負担金 875万円
-------------------	----------------

補助事業制度について (就労支援車両の整備)

障がい者向け就労支援施設の利用者が使用する移動販売車両・キッチンカーや、障がい者向け就労支援施設で作成したものなどの運搬を目的とした車両の整備を支援します。

補助対象経費

①移動販売車両・キッチンカー

- ・車両の購入費、移動販売車・キッチンカーへの改造を目的とした費用（外装・内装の費用、設備調理器具・備品の購入費）、JKA指定の補助標識※の表示に係わる経費（消費税含む）

②運搬車両

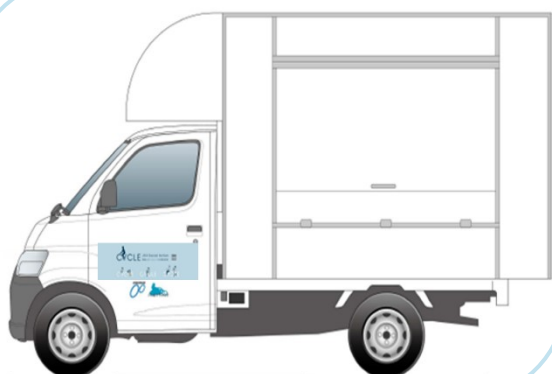
- ・車両本体価格及びJKA指定の補助標識※の表示に係わる経費（消費税を含む）

※補助車両にはJKAが指定した「補助標識」を必ず表示していただきます。

車両の種類及び補助金上限額

車両の種類	車種の特徴	補助金上限額
移動販売車両 キッチンカー	障がいのある人が搭載された設備や調理器具等を用いて、就労をすることを目的とした車両	排気量 (cc) 660以下 240万円
		661~2,000 360万円
運搬車両	障がいのある人が就労支援施設で作成したもの等を運搬することを目的とした車両（トラック、バンタイプに限る）	排気量 (cc) 660以下 105万円
		1,401~2,000 195万円
		2,001~3,000 240万円

補助事例



排気量661cc以上のキッチンカーを購入する場合

例) 補助対象経費が480万円の場合

$$480万円 \times 3/4 = 360万円$$

JKA補助金 360万円	自己負担金 120万円
-----------------	----------------

例) 補助対象経費が600万円の場合

600万円 \times 3/4 = 450万円だが、上限額は360万円

JKA補助金 360万円	自己負担金 240万円
-----------------	----------------